

執行機関の附属機関に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市に設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 法令又は他の条例で定めるものを除くほか、別表のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

(委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が別に定める。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
(略)		
市長	藤井寺市病院跡地活用検討委員会	市民病院の跡地活用に関する調査審議に関する事務
(略)		

## 藤井寺市病院跡地活用検討委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）第3条の規定に基づき、藤井寺市病院跡地活用検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市民病院跡地の活用に関する事項
- (2) その他市民病院跡地の活用に関して市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を防げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係のある者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策企画部政策推進室FM推進課において行う。

### (委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。